

豊橋市文化芸術振興計画 <2026～2035>

令和 8 年3月
文化・スポーツ部
文化課

— 目 次 —

I	計画策定の概要	3
	1. 計画策定の趣旨	3
	2. 計画の位置づけ	3
	3. 計画の対象期間	4
	4. 対象とする文化の範囲	5
II	計画策定の背景	6
	1. 文化芸術を取り巻く状況	6
	2. 本市における文化芸術を取り巻く状況	8
	3. 文化振興指針（改訂版）（平成 28 年～令和 7 年）の振り返り	12
III	計画の基本的な考え方	13
IV	方向性ごとの取り組み	16
V	計画の推進にあたって	29
	参考資料	
	豊橋市文化振興指針策定会議設置要綱	31
	豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉策定アドバイザー一覧	33
	豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉策定の経過	34
	文化振興指針（改訂版）の総括	35

I 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、「豊橋市文化振興指針（改訂版）」の計画期間である平成 28 年度から令和 7 年度の間、「文化がみえるまち」の実現を目指し、文化の振興に取り組んできました。

この間、国は文化芸術に関する人々の自主的な活動を促進し、心豊かな国民生活及び活力ある社会を実現することを目的とした文化芸術基本法（以下、「法」と表記。）に基づき、「文化芸術推進基本計画」（平成 30 年 4 月策定）、「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」（令和 5 年 3 月閣議決定）を定めました。「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」では、急激な少子化・高齢化やデジタル化の進展に対し、多様性を尊重した文化芸術の振興等の施策を進めることとされています。

文化芸術とは

文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となるものである。

文化芸術推進基本計画（第二期）より

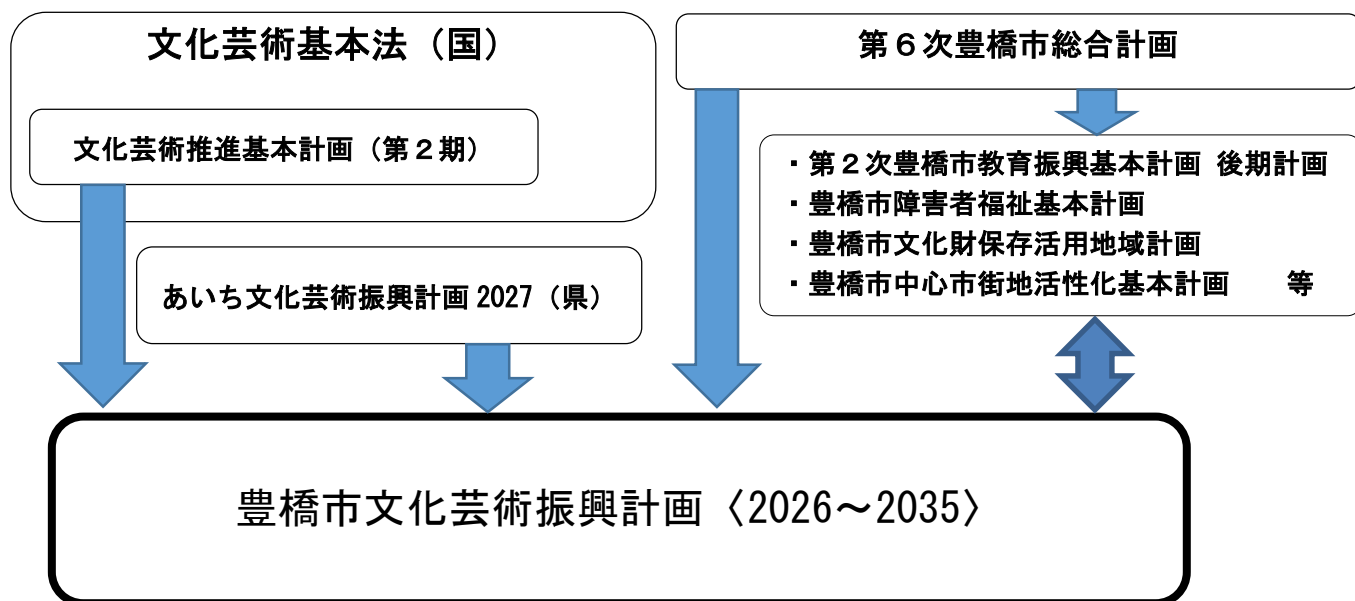
本市においても、少子化・高齢化による担い手不足や鑑賞者の減少等への対応、市民の文化活動の場である各施設の老朽化に対し適切に管理し、効率的に活用していく等の対応が必要となっています。また、年齢、障害、国籍や経済的な状況に関わらず、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞・参加できる環境を整えることが一層求められています。

そして昨今の社会状況下においても、上述したような文化芸術の役割を以て、持続的で創造的な文化芸術活動が盛んに行われていくことを目指し、これまでの指針で示してきた基本的な考え方を踏まえるとともに、各施策により具体的に取り組んでいくために「豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉」を策定します。

2. 計画の位置づけ

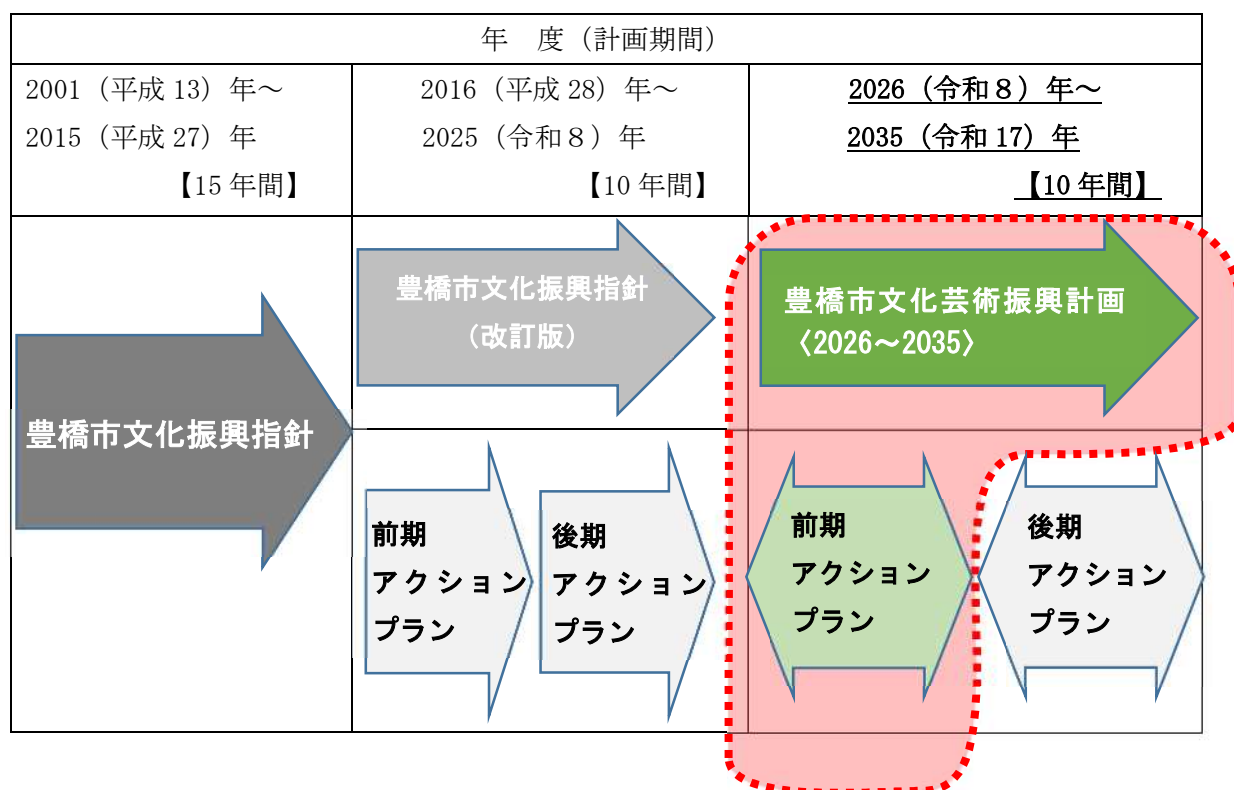
この計画は、第 6 次豊橋市総合計画を上位計画とし、関連する諸計画との整合を図りながら、文化振興施策を総合的・計画的に推進していくものとします。

また、法に基づく計画に即すとともに、『あいち文化芸術振興計画 2027』も参照し、文化芸術に関する施策を推進していきます。



3. 計画の対象期間

これまで、おおむね10年間を計画期間としていることから、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度の10年間を対象期間とします。



4. 対象とする文化の範囲

本計画で扱う文化の範囲については、法に定められた範囲を基本とします。

文化芸術基本法に定める内容	
分 野	内 容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化・国民娯楽	生活文化：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化 国民娯楽：囲碁、将棋
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術（手筒花火、梶本八幡社の綱火、豊橋神明社の鬼祭、飽海人形浄瑠璃等）
地域における文化芸術	地域の人々によって行われる民俗的な芸能（嵩山の大念仏等）

Ⅱ 計画策定の背景

1. 文化芸術を取り巻く状況

(1) 国の動向

○文化芸術基本法の改正（平成 29 年文化芸術振興基本法から改正）

平成 29 年 6 月に「文化芸術振興基本法」が改正され、名称も「文化芸術基本法」（以下「法」）に改められました。

本法では観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を継承、発展及び創造に活用することが示されています。また、文化芸術に関する施策の推進に当たっては、年齢、障害、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、文化芸術を鑑賞しこれに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならないとされています。

○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の制定（平成 24 年 6 月）

実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要があること、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状を改善していくことを目的とした「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が平成 24 年に成立・施行されました。

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成 30 年 6 月）

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることを踏まえ、障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進することを基本理念とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月に成立しました。そのうえで、令和 3 年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正により、事業者にも合理的配慮の提供が義務化（令和 6 年 4 月施行）され、令和 4 年 5 月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定（令和 4 年 5 月）がなされ、文化芸術に対するアクセシビリティの向上が求められています。

○文化財保護法の改正（平成 30 年 6 月、令和 3 年 4 月）

「文化財保護法」の改正により、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度や地方公共団体による文化財の登録制度が始まる等、生活文化（茶道・華道・書道等）の保存・活用の必要性が高まっています。

○博物館法の改正（令和４年）

博物館の活動が、文化芸術により生み出された価値の継承・発展や、新たな文化芸術の創造等の役割を果たし得ることが示されています。

また、博物館が主体となって人材養成の取り組みを推進すること等が求められています。

○『文化芸術推進基本計画（第２期）』（2023～2027 年度）

デジタル化の急速な進展による表現形態の多様化、深刻な少子化・高齢化の進展による文化芸術の担い手の著しい減少のほか公演の鑑賞者や博物館・美術館の入館者数の減少につながる事等が指摘されています。

今後の文化芸術政策の目指すべき姿として、文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動への参加機会が提供されていることやあらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることが求められています。

以上のような各種法改正の他、『文化施設部会の展望と今後の文化施設の在り方について』（令和７年３月１３日 文化庁）にて、文化施設については地域資源・地域人材の育成・充実・活用を図ることや新たな利用者層の開拓により、文化施設の利用を促進することが必要な視点として提示されています。

（２）県の動向

○『あいち文化芸術振興計画』の改定（改定後『あいち文化芸術振興計画 2027』 （令和４年１２月）

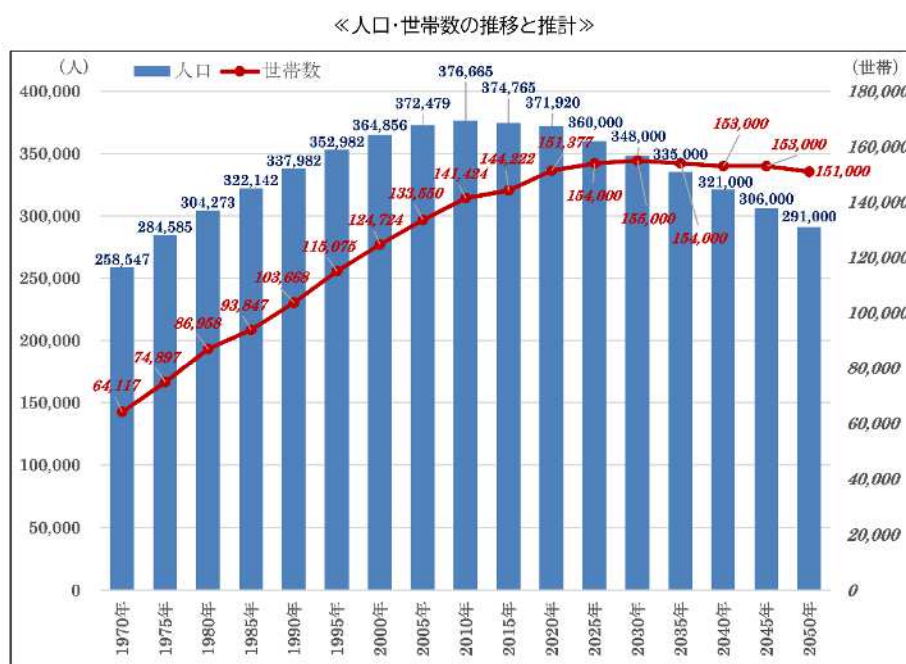
愛知県においては、『あいち文化芸術振興計画』を『あいち文化芸術振興計画 2027』として改定しました。基本目標に県民が心を豊かにすることが出来る環境づくりや人づくり等を掲げています。

2. 本市における文化芸術を取り巻く状況

(1) 少子化・高齢化による人口減少による影響

本市の人口は2010（平成22）年に376,665人でピークとなり、それ以降は減少しています。第6次豊橋市総合計画後期基本計画では2035（令和17）年に335,000人まで減少する見込みとなっています。

年齢階層別（3区分）人口の推移と推計からは、年少人口と生産年齢人口は減少・老年人口は増加していき、今後、文化や芸術の担い手や公演等の鑑賞者が減少していくことが見込まれます。



※2020（令和2）年までは国勢調査の実績値。2025（令和7）年以降は第6次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値（コーホート要因法）

「年齢階層別（3区分）人口の推移と推計」

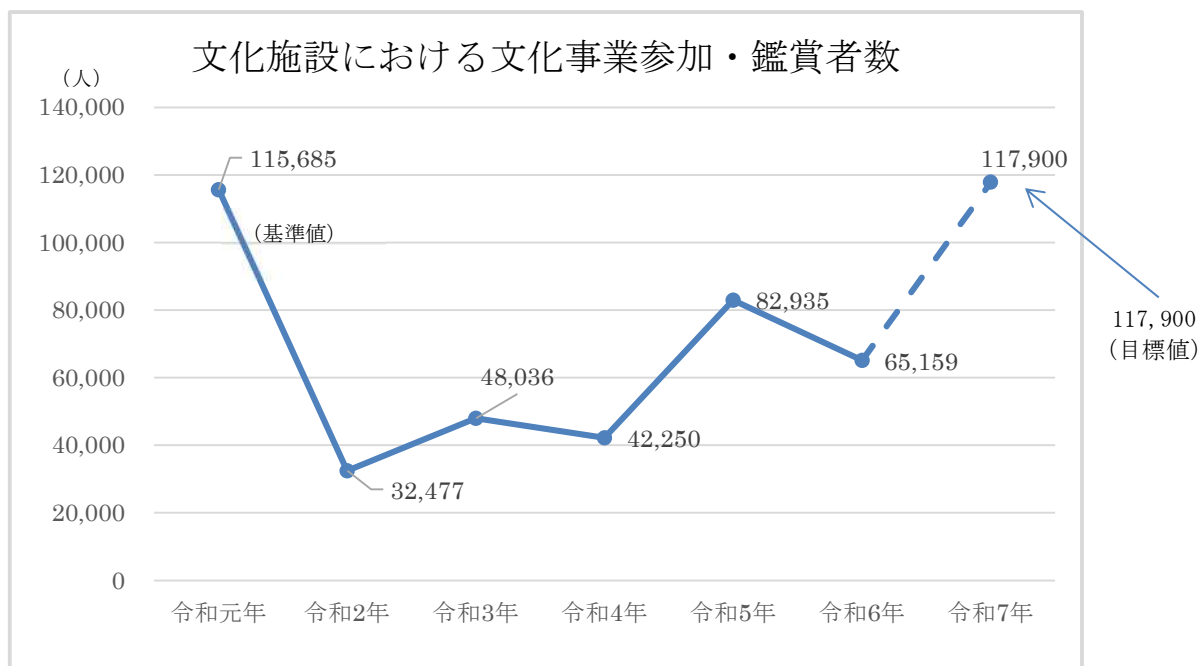


※2020（令和2）年までは国勢調査の実績値。2025（令和7）年以降は第6次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値（コーホート要因法）

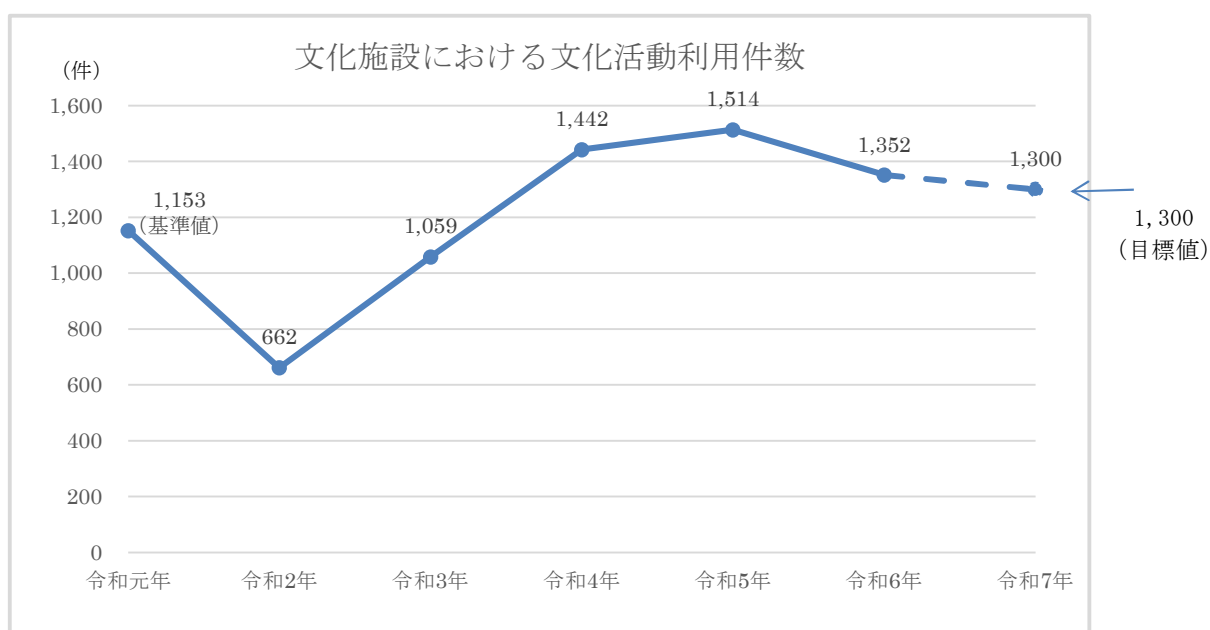
（２）文化活動の状況

各世代が文化活動に取り組むにあたり、誰もが文化芸術に触れることができ、また担い手となれるよう文化芸術をごく身近なものとして感じられるまちを目指し、多様な公演事業や人材育成に資する施策・取り組みを推進しています。

令和２年には、コロナ禍の行動制限により、文化事業への参加者数は大きく落ち込みました。現在は回復する傾向にありますが、文化事業参加者数としてはコロナ禍前の状況には戻っていません。



一方で、文化施設における文化活動利用件数（ホール等の利用件数）については、コロナ禍前の水準、目標値共に上回っています。



（３）文化施設等の状況

○文化施設の概要

施 設 名	開 設 年	客 席 ・ 展 示 室 等	改 修 等
豊橋市民文化会館	昭和 42 年	ホール 490 席 ※令和 8 年改修後 351 席	昭和 59 年 令和 8 年
西川芸能練習場	昭和 61 年	ホール定員 200 人	
豊橋市三の丸会館	昭和 61 年	茶室 4.5 畳・8.5 畳 立礼茶席定員 17 人	
ライフポートとよはし（コンサートホール及び中ホール）	平成 6 年	コンサートホール 1,000 席 中ホール 306 席	
豊橋市公会堂	昭和 6 年	ホール 601 席	平成 3 年 平成 12 年 等
穂の国とよはし芸術劇場	平成 25 年	ホール 778 席 アートスペース 200 席	
アイプラザ豊橋	昭和 51 年	講堂 1,469 席 小ホール 250 席	平成 25 年愛知県より本市へ移管

○文化に関する施設の概要

施 設 名	開 設 年	客 席 ・ 展 示 室 等	改 修 等
豊橋市美術博物館	昭和 54 年	展示室数 9 室	増築 平成 28 年 改修 令和 5 年
民俗資料収蔵室	昭和 53 年 ※しゅん工は 昭和 19 年	展示室数 5 室	
豊橋市二川宿本陣資料館	平成 3 年	常設展示室（1 階、2 階）、企画展示室	令和 6 年
商家「駒屋」	平成 27 年 ※改修復元	南土蔵	

以上のほか、文化活動を行う場所として図書館、生涯学習センターや校区市民館等の施設が設置されています。

本市の文化活動を支える各施設に関しては、多くの施設がしゅん工・開設から長い年月を経ており、施設の安全性を含めた今後の対応策の検討が必要です。

特に公会堂については、令和 13 年に築 100 年を迎えることとなります。また、穂の国とよはし芸術劇場については令和 9 年度末で現 PFI 契約が満了します。

各施設について、今後の適切な管理・整備と利活用していく施策が必要です。

なお、豊橋市民文化会館、豊橋市美術博物館においては、近年大規模改修を実施済みであり、文化活動を発表する場・行う場や優れた芸術、美術・文化財を鑑賞できる場として整備されています。



〈穂の国とよはし芸術劇場〉



〈豊橋市公会堂〉



〈豊橋市美術博物館〉

3. 文化振興指針（改訂版）（平成28年～令和7年）の振り返り

優れた芸術作品に触れる機会の継続的な確保や、特色ある豊橋独自の文化芸術を創造する取り組みは、多くの市民に認知され本市の魅力向上につながっており、引き続き実践していくことが重要です。

その一方で、教育分野での様々な連携のように、福祉・観光・産業等の幅広い領域との連携をさらに進め、誰もが気軽に文化芸術に触れ、相互に交流する機会を充実させていくことが必要です。また、文化芸術活動を行う場所として、各施設の老朽化への対応と誰もが利用できるよう利便性の向上のための環境整備も継続していく必要があります。

人口減少や一人ひとりの価値観が多様化するなかで、文化芸術活動を今後も持続的に充実させていくためには、活動に「取り組む人」への支援や「観る・体験する人」を増やすだけでなく、「支える人」も含めた人材育成を継続的に進めることが特に必要となってきます。

このような様々な課題に対応した具体的な施策を示していくため、豊橋市文化芸術振興計画を策定します。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉では、文化がみえるまちの実現に向けて、これまで指針で掲げていた理念、取り組むべき方向性、基本方針を整理するとともに、今後の施策の取り組みを定めます。

（１）基本理念

●基本理念

「文化がみえるまち」の実現～文化を通じ心豊かな人を育みます～

文化芸術は豊かな人間性を養い、創造力や感性を育み、人々のつながりや多様性を受け入れる土壌を形成するものであり、心豊かな活力ある社会の形成にとって不可欠なものです。

これまで豊橋に愛着を持ち、市民一人ひとりが人間らしく生きることができるよう、「文化を通じ心豊かな人を育むこと」を目指し、芸術文化の創造、発信、交流の拠点施設である穂の国とよはし芸術劇場や豊橋市美術博物館等を中心に優れた文化芸術に触れる機会の提供等をしてきました。

その結果、文化芸術活動が市民に広く周知、理解され、その活動を応援する多くの市民がいる「文化がみえるまち」の実現に向け、文化を通じた活気あるまちの姿がみえてきています。

こうしたことから、これまで指針で掲げた基本理念をより一層実現するために、その想いを継承していきます。

（２）取り組むべき方向性

近年では、年齢や障害、国籍、経済状況等に関わらず、あらゆる人々が文化芸術を身近に感じ各々携わることで、一人ひとりの個性が活かされ、活力ある社会を実現していくことが求められています。そのように文化に親しむ人の継続的な育成が、文化芸術活動を連綿と紡いでいくための中核を担うことになっていきます。

また、教育・福祉・観光・産業等幅広い領域に横断的に文化芸術が関わることで、新たな発見や連携、多様な交流が生まれ、まちの活性化につながっていくことが期待されます。これからも優れた芸術作品に触れる機会を保つことや、そのための場の整備を継続するための方向性を示します。

取り組みの方向性

方向性 1

『はぐくむ、ささえる』

文化芸術活動を創り伝える人・支える人を育み、支えていきます。

方向性 2

『ひろげる、つなぐ』

文化芸術活動に関わる人々の裾野を広げ、つなげることで文化芸術を盛んにします。

方向性 3

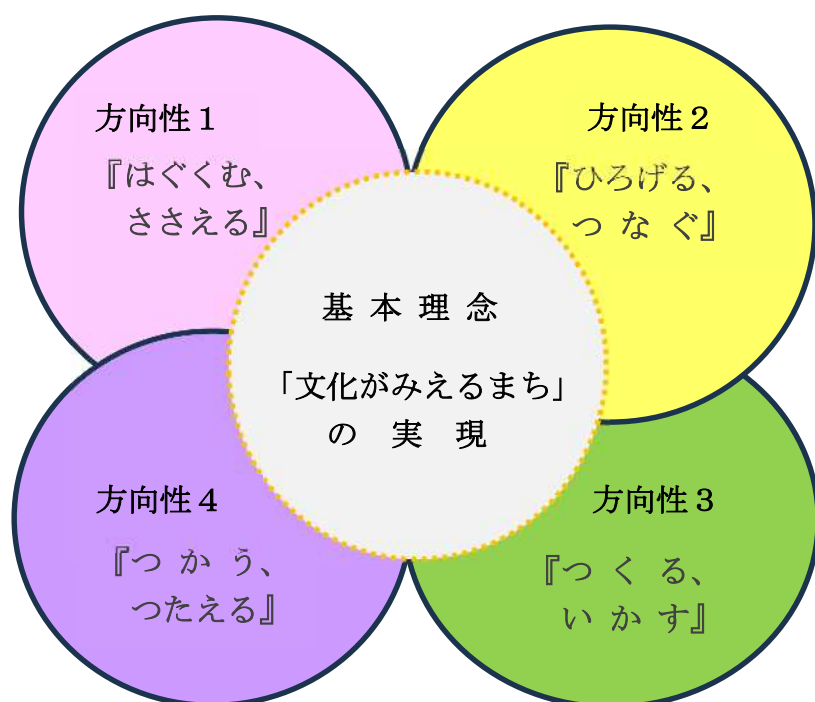
『つくる、いかす』

新たな文化芸術作品や活動を創る機会や、活かす機会を増やし、本市の文化芸術の魅力を高めていきます。

方向性 4

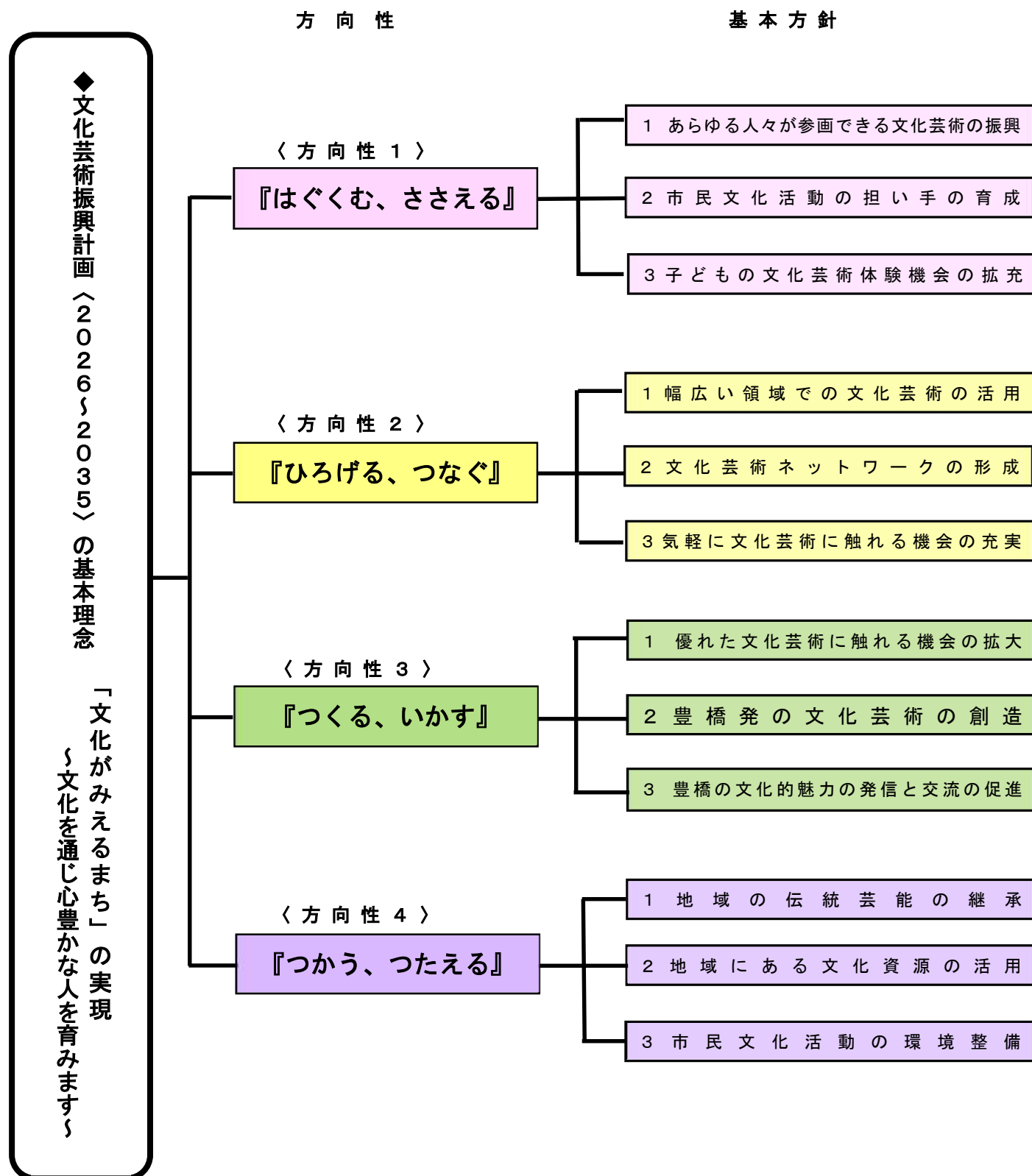
『つかう、つたえる』

文化芸術が人々に活用されるとともに次世代へ継承されていくことを目指します。



(3) 計画の体系

【豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉の体系図】



IV 方向性ごとの取り組み

文化芸術振興計画の理念である「文化がみえるまち」の実現に向けて、4つの方向性と12の基本方針のもと、文化芸術の振興に取り組めます。

また、方向性ごとの課題に対し重点的な取り組みを設定していきます。



〈豊橋青少年音の輪事業 サマーコンサート〉



〈美術博物館ギャラリートーク〉



〈市民と創る演劇『赤鬼』ワークショップ&ショーイング〉



〈豊橋素人歌舞伎〉

〈方向性1〉『はぐくむ、ささえる』

あらゆる人々が文化芸術活動に触れ参画できる機会を提供することで、文化芸術活動を広げ、創り、伝える人々を育成し支えていきます。

【課題】

- ・年齢、障害、国籍、経済的な状況は人により様々です。文化芸術を鑑賞、参加、創造することによりあらゆる人々が参加し、楽しめるようにするための対応が必要となっています。
- ・高齢者や障害者の文化芸術活動の充実を図るため、福祉関連施設と連携・協力して、対象者のニーズに応じた工夫や配慮をした事業を実施していく必要があります。
- ・市民の文化芸術活動の担い手を育成するためには、実践者を支援する仕組みのほか、文化芸術活動の運営をサポートできる人材を育成する施策を今後も補強・実施していく必要があります。
- ・小中学校の部活動の廃止・縮減が進む中、子どもたちの継続的な文化芸術活動の機会の減少が懸念事項であり、部活動の地域展開の動向を注視しながら文化芸術事業の展開を検討していく必要があります。

【重点的な取り組み】

- ・あらゆる人々が文化芸術活動に参画できる場を充実していきます。
- ・実践者を支援するほか、文化芸術活動の運営をサポートできる人材を育成していきます。
- ・子どもたちが直接文化芸術に触れる機会を創出するため、アーティスト等が学校へ出向いて行うワークショップ等を提供します。



〈ファシリテーター養成講座〉

基本方針１ あらゆる人々が参画できる文化芸術の振興

年齢、障害、国籍や経済的な状況に関わらず、あらゆる人々が文化芸術に参画できるようにすることで、文化芸術に携わる人を育み、支える取り組みを行います。

■施策１ あらゆる人々が文化芸術を鑑賞できる場の提供

年齢、障害、国籍や経済的な状況に関わらず、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞できる場を提供することで、文化芸術に携わる人を育みます。

■施策２ あらゆる人々が文化芸術活動を創造し参画できる機会の提供

あらゆる人々が文化芸術活動を創造し、その活動に主体的に参画できる機会を提供し、文化芸術活動を支えていきます。

基本方針２ 市民文化活動の担い手の育成

文化芸術活動を実践するアーティストに加え、作品を創り上げていく市民や文化イベントをマネジメントする人材、団体を育成します。担い手を育成することで文化芸術活動が広まり、新たな文化が創られ、伝えられていく土壌をつくります。

■施策１ 文化芸術活動実践者の育成

文化芸術活動を実践している個人や団体の成果発表の機会を提供するとともに、若手芸術家の活動を支援することで人材の発掘及び育成を図ります。

■施策２ 文化芸術活動を支える人材の育成

アーティストの力を様々な場面で活用して、地域の人々をつなぐため、ワークショップ等の進行役であるファシリテーターや文化活動をマネジメントしていく人材を育成していきます。

基本方針3 子どもの文化芸術体験機会の拡充

次世代を担う子どもたちに幅広い文化芸術に触れる事業を展開し、豊かな心を育む機会を拡充していきます。併せて、将来の本市の文化芸術を担う人材の育成を図ります。

■施策1 子ども対象の文化芸術事業の拡充

子どもを対象に演劇、舞踊、音楽、美術等多様なジャンルの鑑賞機会を設けるとともに、文化芸術を体験するワークショップ事業等を実施していくことで、子どもたちの文化芸術に対する興味と関心を高めます。

■施策2 教育分野との連携・協力

小中学校等での鑑賞授業やアウトリーチ活動に取り組み、普及・教育活動を教育分野と連携することで、子どもたちが文化芸術に親しみやすい環境を拡充していきます。



〈ワークショップ縁日〉



〈プラットが学校へ〉

〈方向性2〉『ひろげる、つなぐ』

幅広い分野で文化芸術を活かし、気軽に触れる機会を提供することで、本市の文化芸術活動に関わる人々の裾野を広げ、文化芸術活動を盛んにしていきます。

【課題】

- ・教育分野にとどまらず、福祉・観光・産業分野等幅広い領域との連携を一層深める取り組みが必要です。
- ・文化芸術のジャンルが多様化する中で、気軽に様々な活動に参加し興味関心を高める「きっかけづくり」をしていく必要があります。また、幅広く文化芸術団体相互の交流を促進する取り組みも必要です。
- ・あらゆる人々が等しく文化芸術の鑑賞・創造、活動に参加できる環境を整える必要があります。
- ・気軽に文化に触れる機会を提供するためにも、デジタルアーカイブ化技術等を取り入れることも必要です。

【重点的な取り組み】

- ・教育・福祉・観光・産業分野と連携した事業を実施します。
- ・各文化芸術団体の分野を越えた交流を図るための取り組みを行います。
- ・デジタルアーカイブ化等で気軽に文化芸術に触れる取り組みを進めます。

豊橋市美術博物館 収蔵品データベース

[検索トップ](#) [検索結果一覧](#) [資料情報](#)



源氏物語カルタ

コレクション名 吉田藩士柴田家文書
資料番号 柴田294
分類 玩具
年代 寛永5年(1852)1月
冊数 1組

〈豊橋市美術博物館 収蔵品データベース〉

基本方針１ 幅広い領域での文化芸術の活用

多様な文化活動を行うネットワークを活かして、教育、福祉、観光、産業等幅広い領域の関係機関や産官学での連携・協力をしながら、施策を展開することで、誰もが豊かな文化芸術を享受できる環境をつくとともに、文化芸術を通じて地域の活性化を図ります。

■施策１ 教育分野との連携・協力（再掲）

小中学校等での鑑賞授業やアウトリーチ活動に取り組み、普及・教育活動を教育分野と連携することで、子どもたちが文化芸術に親しみやすい環境を拡充していきます。

■施策２ 福祉分野との連携・協力

福祉関連施設と連携・協力し、演劇、舞踊、音楽、美術等の文化芸術活動への参画の機会と、様々な舞台芸術公演や美術展示等の鑑賞機会を工夫しながら提供します。

■施策３ 観光・産業分野との連携・協力

演劇、舞踊、音楽、美術等の様々な分野における国内外の優れた作品を上演・展示することや地域固有の伝統芸能・文化財は有力な観光資源になります。これらを活用、発信することによって経済への波及効果をもたらすとともに、企業との協働による文化芸術イベントの開催等に取り組むことで、地域の活性化を図ります。

基本方針２ 文化芸術ネットワークの形成

市民の文化芸術活動を広めるため、文化芸術に関する情報を収集・発信する基盤の整備を図ります。また、文化芸術活動実践者（団体を含む）間のネットワークの形成を促します。

■施策１ 多様な文化芸術情報の提供

文化芸術に関するイベント、施設等の情報をマスメディアやソーシャルメディア、各種広報方法を活用し発信していきます。

■施策２ 文化芸術団体・関係団体のネットワークの形成

文化芸術団体や関係する団体間の情報共有等を行うことができるネットワークを形成します。

基本方針 3 気軽に文化芸術に触れる機会の充実

文化芸術活動に気軽に参加できる機会を充実し、文化芸術に参画する人々の裾野を広げます。

■施策 1 気軽に参加できる文化芸術の機会の提供

劇場、ホール、美術博物館、文化財等に気軽に訪れることができ、人々がそこで行われる文化芸術活動に興味を持てるようなワークショップ、説明会、気軽に参加できるコンサート等を実施していきます。

■施策 2 あらゆる人々が文化芸術を享受できる環境の整備

あらゆる人々が等しく文化芸術の鑑賞・創造、活動への参加ができるよう多言語による案内や舞台説明付き公演、字幕タブレットの貸出等による鑑賞サポート付き上演の実施、デジタルアーカイブによる鑑賞機会の提供等を実施していきます。



〈三河の若手音楽家育成 ワンコインコンサート〉

〈方向性3〉『つくる、いかす』

文化芸術作品や活動が新たに創られ、人々が文化芸術を活かせる機会を提供することで、多様な交流を促し、本市の文化芸術の魅力を高めていきます。

【課題】

- ・文化芸術が盛んな魅力あるまちであるためには、優れた文化芸術作品の鑑賞機会を引き続き提供していくとともに、特色ある豊橋発の文化芸術を創造する取り組みを継続していく必要があります。
- ・アーティストの活動支援や地域住民との協働、文化芸術に関係する人口の増加等による交流をさらに促し、本市の魅力が一層発信されていくような好循環な取り組みが求められます。
- ・美術博物館をはじめ各施設においても、子どもたちが文化芸術に親しみ、感性や創造力等を育む事業を実施し、子どもたちの文化芸術活動への参加を促す必要があります。
- ・美術や歴史が市民生活に身近なものとなるために、市民と協働し、博物館の存在が地域に溶け込むような活動を行うことが必要です。

【重点的な取り組み】

- ・全国の劇場と連携した舞台芸術作品を上演します。
- ・芸術作品の創造過程におけるアーティストとの交流や、地域の魅力を発見することにより、地域文化芸術の振興を図るため、舞踊、演劇のアーティストが市内に滞在し、作品創造や発表を行う、アーティスト・イン・レジデンス事業を実施します。
- ・文化芸術の振興と普及を図るため、国内外の優れた美術やサブカルチャー等の文化的動向を紹介する企画展を開催します。



〈アーティスト・イン・レジデンス〉

基本方針 1 優れた文化芸術に触れる機会の拡大

市民が優れた文化芸術に身近に出会い、高い芸術性に触れることで、豊かな人間性を涵養する機会を拡大していきます。

■施策 1 優れた文化・作品の鑑賞機会の充実

演劇、舞踊、音楽、美術、文化財等の各分野において、優れた作品等上演・展示し市民を始め東三河地域住民への鑑賞機会の充実に図ります。

■施策 2 他施設と連携した作品創造や鑑賞機会の充実

国内外において優れた演劇、舞踊、音楽等の作品を創造している劇場、音楽堂や特色ある企画展を開催している美術館・博物館等と連携し、鑑賞機会を提供します。

基本方針 2 豊橋発の文化芸術の創造

豊橋発の演劇、舞踊、音楽等の作品を創造することや、特色ある展覧会を開催することで、本市の文化芸術の魅力を高めます。

■施策 1 豊橋独自の作品創造

市民参加による舞台芸術作品の公演やアーティスト・イン・レジデンス※等に取り組むことにより、舞台芸術のノウハウや人材を蓄積し、豊橋独自の演劇、舞踊、音楽等を創造します。

■施策 2 美術や歴史に親しむ機会の充実

美術や歴史に対する理解や関心を高めるため、地域の美術・歴史研究に基づいた特色ある展覧会や企画展を開催し、地域の美術や文化財等の文化芸術に親しむ機会を充実します。

※芸術家が一定期間ある土地に滞在し、常時とは異なる文化環境で作品制作やリサーチ活動を行うこと

基本方針3 豊橋の文化的魅力の発信と交流の促進

優れた文化芸術の創造や地域の歴史・文化財を活かした事業を展開することで、豊橋市の文化の魅力を内外に発信するとともに、あらゆる主体・世代間の交流を促進します。

■施策1 人を呼び込むイベントの実施

地域の特徴を活かし、まち全体が会場となるような文化芸術イベントを実施することで市内外から人を呼び込み文化芸術への参加をしやすいしていきます。また、演劇やコンサート等のイベントを通じ、まちなかのにぎわいを創出します。

■施策2 戦略的なプロモーションの展開

文化芸術への関心を高め、文化芸術活動への参加者数を増やし交流を促進します。また、誰もが文化芸術活動の情報にアクセスしやすい環境を整えていきます。



〈とよはしアートフェスティバル 大道芸 in とよはし〉

〈方向性4〉『つかう、つたえる』

人々が豊橋の特色ある文化芸術に触れるとともに活用し、次世代へ継承され、文化芸術に親しむ人々が増え続けていくことを目指します。

【課題】

- ・伝統芸能を継承している団体では、会員の高齢化が進んでおり常に新たな担い手の確保・育成が必要になっています。また、伝統芸能を演じる人々のみならず、理解、応援し支える人々を増やすことも必要です。
- ・文化芸術の発表の場となる市内各施設は老朽化が進んでおり、限られた財源のなか、様々な財源確保の手法を検討しながら整備をしていく必要があります。
- ・施設が老朽化している中であっても、あらゆる人々が文化芸術活動を行うことができるよう施設を運営・維持していく必要があります。

【重点的な取り組み】

- ・子どもの伝統文化に対する興味・関心を高めるため、小中学生を対象に日本舞踊、三味線、茶道、華道等の伝統文化を体験する、伝統文化こども教室を開催します。
- ・文化芸術作品等の鑑賞機会及び発表の場を提供するため、文化芸術活動の拠点となる施設の適切な運営と維持管理を行います。また、施設を整備するための財源を確保する手法について、検討していきます。



〈伝統文化こども教室〉

基本方針 1 地域の伝統芸能の継承

少子化・高齢化による担い手が不足する中で、伝統芸能を知る機会を市民へ提供するとともに、後継者の育成を図り、次世代へ継承します。

■施策 1 地域の伝統芸能の継承

少子化・高齢化の中で担い手が不足している豊橋の特色ある伝統芸能について、市民が広く参加する機会を提供するとともに、後継者の育成を図り、次世代へ継承していきます。

■施策 2 子どもの伝統芸能学習機会の充実

子どもが伝統芸能を学習する機会を充実し、興味や関心を高める事業を充実していきます。

基本方針 2 地域にある文化資源の活用

受け継がれてきた文化財や特色ある文化活動等の文化資源を、地域住民や関係機関と連携・協力して活用していくことで文化を継承していきます。

■施策 1 文化財の保存活用と次世代への継承

有形・無形文化財を保存し、文化財に関する講座等を開催し、市民、所有者、関連団体と文化財を守り伝え、地域の文化財を次世代に継承する担い手を育てていきます。

■施策 2 特色ある文化芸術活動の活用

豊橋交響楽団、吉田文楽保存会や豊橋素人歌舞伎保存会等特色ある文化芸術活動を支援し、文化芸術に触れる機会を充実するとともに次世代へ特色ある文化を伝えていきます。

基本方針 3 市民文化活動の環境整備

文化芸術活動や発表をする場を提供し、誰もが文化芸術に触れられ、実践し、支える活動ができる環境を提供します。また、創られ伝えられてきた文化芸術が後世へと継承されるような環境の整備をしていきます。

■施策 1 文化活動発表の場の充実

豊橋文化祭や市民ギャラリー、豊橋市民展等、市民の文化芸術活動の発表を通じ、文化芸術が豊かな心を育むよう「つかう」場を充実させていきます。

■施策 2 あらゆる人々が文化芸術活動を行うことのできる環境の整備

市民が等しく文化芸術の鑑賞・創造、活動への参加ができるよう多言語による案内や様々な工夫を凝らした鑑賞方法を提供していきます。また、バリアフリーに配慮した施設整備等を進めます。



〈商家「駒屋」〉



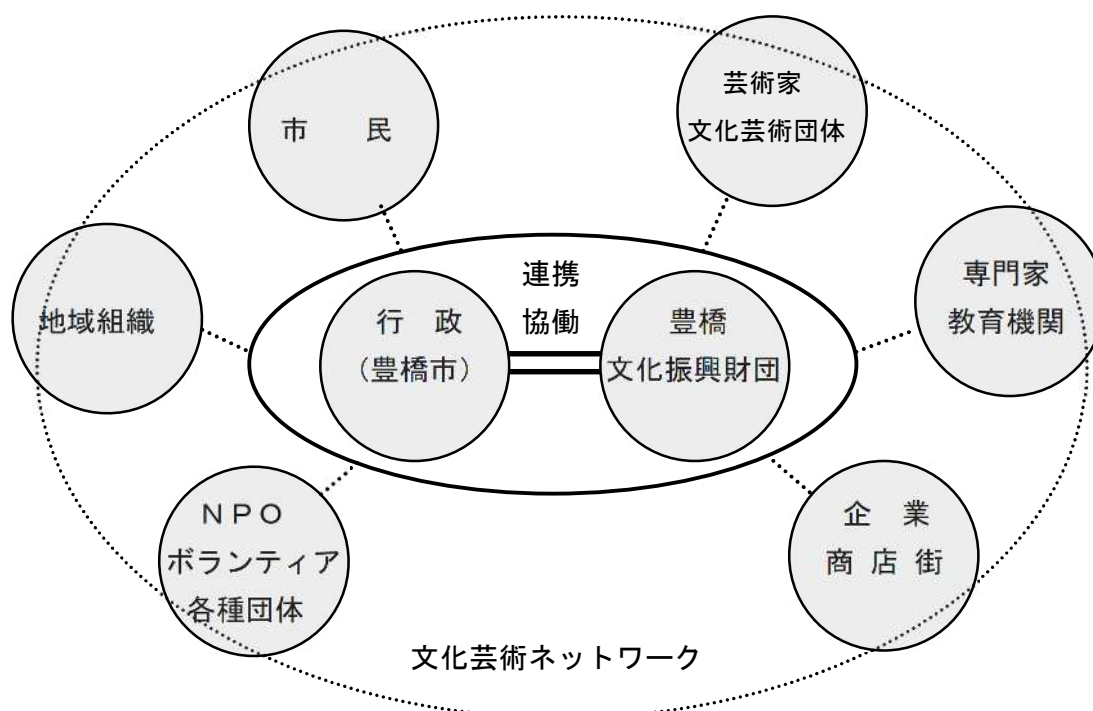
〈吉田文楽と公会堂〉

V 計画の推進にあたって

(1) 推進体制

「文化がみえるまち」の実現に向けて、多様な文化芸術団体とネットワークを持ち、各種文化芸術事業の開催や文化芸術に関わる人材育成等の専門的なノウハウを有する（公財）豊橋文化振興財団と協働するとともに、各々の団体と意見交換や協力しながら文化芸術の振興を図っていきます。

また、福祉や教育等文化と関連する部局との連携を継続して行います。



(2) 施策の進捗管理

アクションプランの進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて改善策を講じる等、効果的な施策の推進を図ります。

参 考 資 料

豊橋市文化振興指針策定会議設置要綱

（設置）

第1条 文化芸術基本法の基本理念に基づき、本市における文化振興に関し、文化振興指針（以下「指針」という）の改訂について必要な事項を検討するため、豊橋市文化振興指針策定会議（以下「策定会議」という）を設置する。

（所掌事項）

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 指針改訂に関する方針及び重要事項の調整
- （2） 指針改訂原案の立案

（組織）

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は、策定会議を招集し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、策定会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（幹事会）

第4条 策定会議に幹事会を置き、幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる者をもって構成する。

- 2 幹事会は、幹事長の命を受け、第2条に掲げる事項について調査検討し、策定会議に必要な資料を提出する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（アドバイザー）

第5条 策定会議は、所掌事務の調査又は研究を行う上で、必要な助言及び指導を受けるため、アドバイザーを置くことができる。

（庶務）

第6条 策定会議の庶務は、文化・スポーツ部文化課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行し、指針の改訂をもってその効力を失う。

別表第1

策定会議	
会長	副市長
副会長	文化・スポーツ部長
委員	総務部長
委員	財務部長
委員	企画部長
委員	福祉部長
委員	産業部長
委員	都市計画部長
委員	教育部長

別表第2

幹事会	
幹事長	文化課長
幹事	行政課長
幹事	財政課長
幹事	政策企画課長
幹事	多文化共生・国際課長
幹事	障害福祉課長
幹事	観光プロモーション課長
幹事	まちなか活性課長
幹事	学校教育課長
幹事	生涯学習課長
幹事	美術博物館館長

豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉
策定アドバイザー 一覧

碧南市藤井達吉現代美術館館長	木本 文平
愛知大学 文学部 人文社会学科 教授	吉野 さつき
公立小松大学 国際文化交流学部 准教授	朝倉 由希
青山学院大学 総合文化政策学部 総合文化政策学科 准教授	中村 美帆
ピアニスト	鈴木 雅子
豊橋文化振興財団常務理事	古池 弘人
豊橋文化振興財団 プロデューサー	岸本 匡史

豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉
策定の経過

年 月 日	事 項	内 容
令和 7 年 4 月	アンケート調査の実施	文化団体等関係団体を対象に調査
令和 7 年 6 月 3 日	第 1 回策定会議の開催	策定会議の設置、策定体制・スケジュールについて
令和 7 年 6 月 26 日	第 1 回幹事会の開催	豊橋文化振興指針（改訂版）の総括及び文化振興指針〈2026～2035〉の方向性について
令和 7 年 7 月 8 日	第 1 回アドバイザー会議の開催	豊橋文化振興指針（改訂版）の総括及び文化振興指針〈2026～2035〉の方向性について意見徴収
令和 7 年 7 月 23 日	第 2 回策定会議の開催	豊橋市文化振興指針（改訂版）総括と次期指針の方向性（案）について
令和 7 年 8 月 18 日	総務委員会	豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉中間報告
令和 7 年 11 月 6 日	第 2 回幹事会の開催	豊橋市文化芸術振興計画〈2026～2035〉（素案）について
令和 7 年 11 月 10 日	第 2 回アドバイザー会議の開催	
令和 7 年 12 月 2 日	第 3 回策定会議の開催	
令和 8 年 1 月 21 日	総務委員会	
令和 8 年 2 月上旬～3 月上旬	パブリックコメント（予定）	

文化振興指針（改訂版）の総括

【1】後期アクションプラン取り組み評価一覧

豊橋文化振興指針（改訂版）では『「文化がみえるまち」の実現』を基本理念とし、4つの方向性のもと12の基本方針を掲げ、施策と取り組みを明らかにしたアクションプランを作成しています。

計画の策定にあたってはこれまでの事業の検証及び評価を踏まえ、引き継ぐ分野を明確にする必要があります。

豊橋市文化振興指針（改訂版）後期アクションプランの各施策の状況を以下の基準で評価しました。

評価基準	◎：向上 ○：維持 △：低下または取り組みが休止しているもの
------	--------------------------------------

文化振興指針（改訂版）後期アクションプランの評価一覧

方向性		基本方針		取り組みに対する評価	
				取り組み数・評価数	評価
方向性1	『つくる、いかす』	基本方針1	優れた芸術文化に触れる機会の拡大	取り組み数 3	○
				◎評価 1 ○評価 2	
		基本方針2	豊橋発の芸術文化の創造	取り組み数 5	○
				◎評価 1 ○評価 4	
		基本方針3	豊橋の文化的魅力の発信	取り組み数 13	△
				◎評価 3 ○評価 5 △評価 5	
方向性2	『ひろげる、つなぐ』	基本方針1	幅広い領域での芸術文化の活用	取り組み数 10	◎
				◎評価 7 ○評価 2 △評価 1	
		基本方針2	芸術文化ネットワークの形成	取り組み数 8	◎
				◎評価 5 ○評価 2 △評価 1	
		基本方針3	気軽に芸術文化に触れる機会の提供	取り組み数 15	○
				◎評価 5 ○評価 7 △評価 3	
方向性3	『はぐくむ、ささえる』	基本方針1	青少年の芸術文化体験機会の拡充	取り組み数 10	◎
				◎評価 5 ○評価 5	
		基本方針2	市民文化活動の担い手育成	取り組み数 10	○
				◎評価 5 ○評価 3 △評価 2	
		基本方針3	顕彰制度の充実	取り組み数 6	○
				◎評価 2 ○評価 4	
方向性4	『つかう、つたえる』	基本方針1	地域の伝統芸能の継承	取り組み数 10	○
				◎評価 5 ○評価 2 △評価 3	
		基本方針2	地域にある文化資源の活用	取り組み数 3	◎
				◎評価 2 ○評価 1	
		基本方針3	市民文化活動の環境整備	取り組み数 13	◎
				◎評価 6 ○評価 6 △評価 1	

※基本方針の中には取り組みの評価が△のものを含んでいても、内容を斟酌し定性的な評価を加えて評価している方針もあります。

【2】アンケート結果

文化振興指針（改訂版）の各基本方針について、文化芸術活動に関わりのある層を中心として実績と今後の必要性についてアンケートを実施しました。

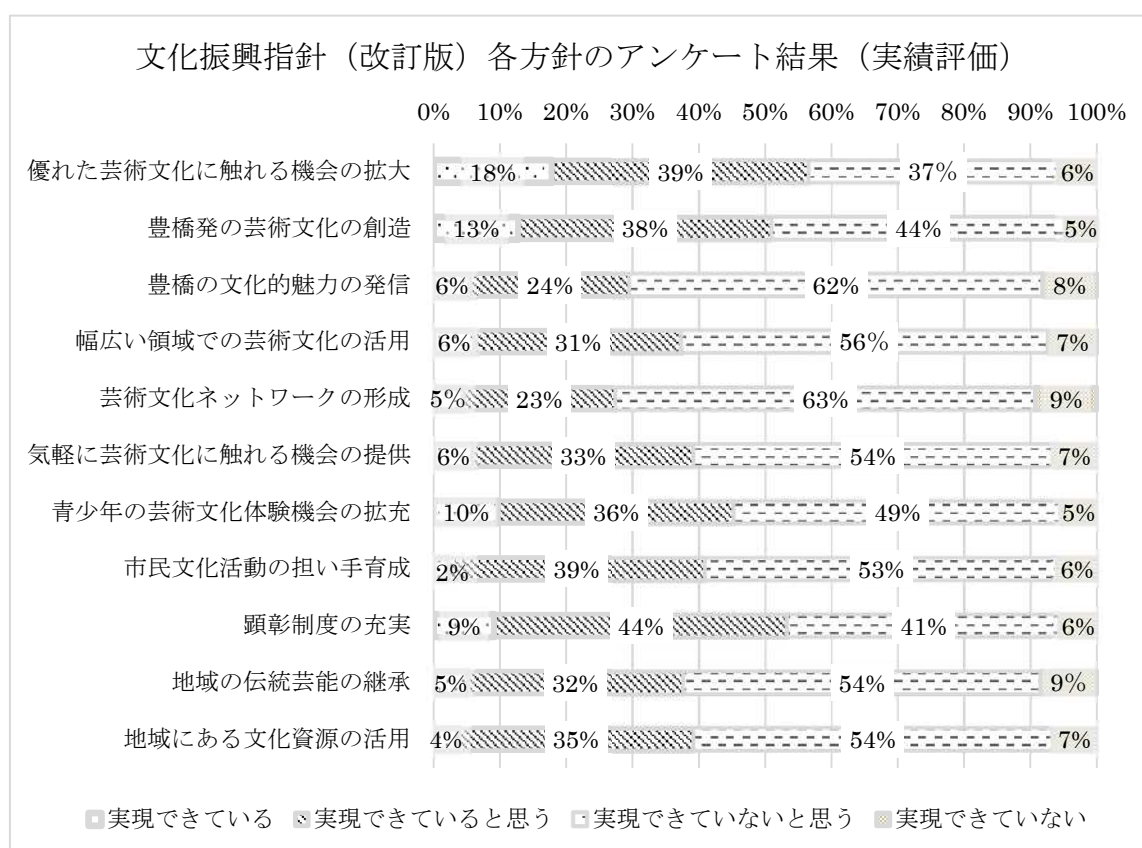
※アンケート配布先：文化振興財団加盟団体、市の文化事業の後援・共催の実施者、生涯学習センター・校区市民館の利用者等 629 件 回収数 311 件

※アンケート期間：令和7年4月1日～4月30日

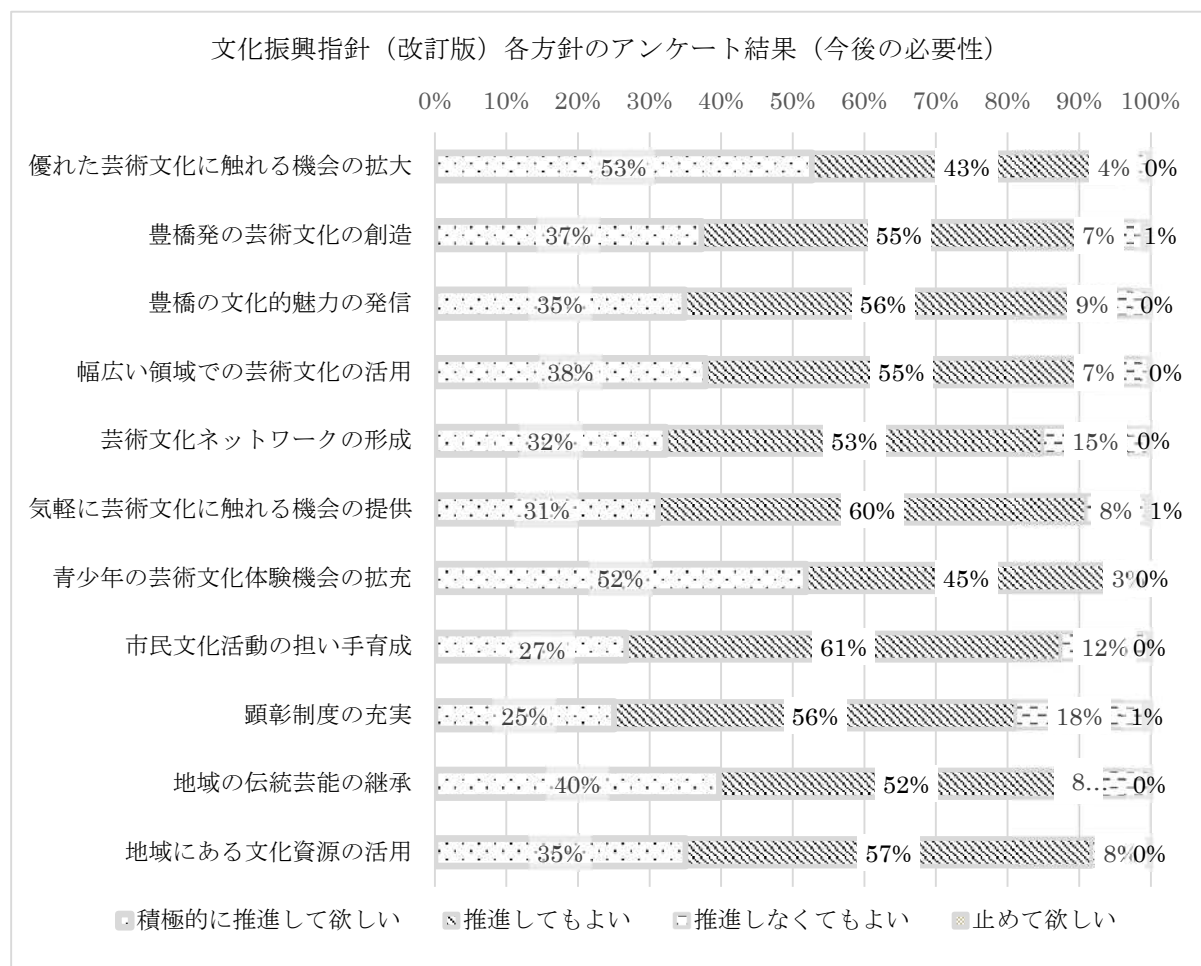
※方向性4 「つかう、つたえる」 基本方針3 市民文化活動の環境整備、文化施設の運営・維持管理や美術博物館改修整備事業の実施といった施設の整備関係があり、施設の質、数等満足度に関する設問を別途実施しました。

アンケートの結果、「優れた芸術に触れる機会の拡大」、「豊橋発の芸術文化の創造」や「顕彰制度の充実」は、〈実現できている〉、〈実現できていると思う〉と答えた方を合わせて50%を超えています。

しかしながら、「豊橋の文化的魅力の発信」や「芸術文化ネットワークの形成」については〈実現できている〉、〈実現できていると思う〉と答えた方を合わせて30%程度となっています。



また、今後の必要性について、アンケートの結果、「優れた芸術に触れる機会の拡大」、「青少年の芸術文化体験機会の拡充」の項目が特に取り組みを推進していく必要性が高いものとなっています。



【3】全体総括

（１）方向性１ 「つくる、いかす」

基本方針１ 優れた芸術文化に触れる機会の拡大

文化振興財団による自主公演や美術博物館での展示を通じて優れた作品の鑑賞機会を提供できているものと考えられます。

引き続き、様々な取り組みを実施していき、人口減少に伴う鑑賞者総数の規模縮小を踏まえつつも、優れた文化芸術作品の提供を実施していく必要があります。

基本方針２ 豊橋発の芸術文化の創造

P L A Tのレジデンス事業や市民参加型創作事業、美術博物館での地域特性を活かした展覧会の実施等、本市独自の取り組みをいくつも行ってきました。

本市は劇場と美術館の双方を自前で有していることから、引き続き特色ある豊橋発の文化芸術を創造する取り組みが必要です。

基本方針３ 豊橋の文化的魅力の発信

多くの人が参加するイベント等の開催を通じ、文化芸術分野の専門的人材を介したアーティストの活動支援、地域住民との協働や関係人口の増加等、文化芸術に携わる人々の相互交流を促すことはできています。今後は、取り組みを活性化することで、本市の魅力が内外にいつそう発信されていくような好循環の組成が求められます。

（２）方向性２ 「ひろげる、つなぐ」

基本方針１ 幅広い領域での芸術文化の活用

小中学校向けワークショップや美術作品の鑑賞授業等の取り組みを通じて、本物に触れる体験を積み重ねてきました。

教育分野にとどまらず、幅広い領域として福祉、観光・産業分野等との連携・協力を一層深める取り組みが必要です。

基本方針２ 芸術文化ネットワークの形成

豊橋文化祭、全三河書道百選展等の開催といった文化芸術活動に取り組んでいる団体間のネットワークを活かした取り組みが実施されています。

多様な文化芸術情報の提供や新たなネットワークの形成に向けた準備については、幅広い団体間の交流を促進する取り組みがより一層必要です。

基本方針３ 気軽に芸術文化に触れる機会の提供

三河の若手音楽家育成ワンコインコンサートの開催、美術博物館での学芸員らによる講演会・講座の開催等、文化芸術に触れてみるための第一歩、気軽に参加できる取り組みについて実施してきました。誰もが気軽に多彩な文化芸術や文化財に触れる機会の提供にあたっては、バリアフリー等の物理的な環境整備に止まらず、様々な鑑賞支援策を充実させるとともに、デジタルアーカイブ化技術等を取り入れた取り組み等も検証する必要があります。

（３）方向性３ 「はぐくむ、ささえる」

基本方針１ 青少年の芸術文化体験機会の拡充

丸山薫「帆・ランプ・鷗」賞や青少年音の輪事業等、新たな子ども向けの取り組みを実施してきました。これらの取り組みは、子どもたちの豊かな感性や創造力を育むとともに、文化活動の担い手育成につながっており、将来に向けた重要性も高いものです。

一方で、部活動の地域展開等の青少年を取り巻く環境の変化も予見されるため、各種の取り組みを継続し、文化体験の機会を減らさないようにしていく必要があります。

基本方針２ 市民文化活動の担い手育成

若手芸術家を発掘する契機となるトリエンナーレ豊橋星野眞吾賞展の開催や、各種文化芸術への幅広い関心に対応する生涯学習市民大学トラム、実践者の活動をサポートする人材を育成するファシリテーター養成講座を実施してきました。

総人口が減っていくなか、文化活動に参加したり、創造活動に取り組んだりする人だけでなく、文化活動を地域のために活かし支える人の人材育成を進めるためには、各種取り組みを継続・拡充して実施していく必要があります。

基本方針３ 顕彰制度の充実

丸山薫賞、豊橋文化賞・文化奨励賞等の実施や豊橋市民展の開催等、顕彰を伴う各取り組みは順調です。引き続き、顕彰制度が市民文化活動の励みとなるように実施します。

（４）方向性４ 「つかう、つたえる」

基本方針１ 地域の伝統芸能の継承

吉田文楽保存会の定期公演、豊橋邦楽大会・邦楽鑑賞会や伝統文化こども教室の開催等地域の伝統芸能に触れる機会を継続的に提供してきました。

その一方で、担い手不足等から終了・休止してしまう取り組みもあるため、人材育成等を充実する必要があります。

基本方針２ 地域にある文化資源の活用

二川宿本陣、旅籠屋「清明屋」、商家「駒屋」等の文化財の保存活用やアマチュアオーケストラとして永年の演奏活動を続ける豊橋交響楽団への支援等の取り組みを実施してきました。引き続き、地域資源としての文化財や市内で活動する文化芸術団体を支える現在の取り組みを実施していくとともに、無形文化財の登録制度の開始等、昨今の国の動きを踏まえた取り組みにも目を配る必要があります。

基本方針３ 市民文化活動の環境整備

豊橋美術展の開催や豊橋市民協働推進補助金の交付等の取り組みを実施しており、施設の改修も進んでいます。

一方で、老朽化しつつある施設の利活用について、施設の更新等の大規模な改修だけに頼らず、適切な維持管理や運営による利便性を向上させる取り組みが必要です。また、様々な活動への需要が生じている今日では、新たな利用者層を開拓し、より文化施設の利用を促進する取り組みも必要となります。